

水戸市公設地方卸売市場再整備計画

I 期 5 年実施計画（案）

（2019 年度～2023 年度）

1 実施計画策定の基本方針

水戸市公設地方卸売市場再整備計画【2019（平成31）年3月策定】（以下「再整備計画」という。）においては、水戸市公設地方卸売市場（以下「本市場」という。）が生鮮食料品等を安定的に供給するための基幹的インフラとして、安全・安心を確保した市場づくりを目指し、目指す姿として「取扱高日本一を誇る地方卸売市場として、産地や消費者等に選ばれ、にぎわいのある経済・流通拠点」を掲げたところです。

この目指す姿の実現に向け、再整備計画の計画期間である10か年をⅠ期（2019年度から2023年度までの5か年）、Ⅱ期（2024年度から2028年度までの5か年）に区分の上、Ⅰ期、Ⅱ期ともに、PDCAサイクルにより、市場関係者の意見や事業の進捗状況等を十分踏まえながら、5か年実施計画を策定し、実効性のある計画の推進に努めることとしています。

近年の社会経済情勢を見ると、日本の総人口の減少や超高齢社会の到来、流通形態の多様化など、卸売市場を取り巻く環境は、厳しさを増す状況です。

このような中、卸売市場法の改正に伴い、本市場においても、生鮮食料品等の流通の核として、取引実態に即した必要な規模・機能を確保し、高い公共性を果たしていくことが必要となっています。

今回の実施計画においては、生鮮食料品等の安全・安心を確保する上で必須となる既存の施設・設備の維持・更新を進めるとともに、時代の要請等に応え、本市場としての機能強化に向けた取組等を重点的に位置付け、目指す姿の実現に向けて、市場関係者との協働により実効性のある実施計画を策定することとします。

【参考－1】 再整備計画に位置付けした再整備の基本的方向

○ 目指す姿

- － 取扱高日本一を誇る地方卸売市場として、
産地や消費者等に選ばれ、にぎわいのある経済・流通拠点 －

○ 基本方針

- ・基本方針(1) 生鮮食料品等の安全・安心を確保する市場づくり
- ・基本方針(2) 産地や消費者等に選ばれる市場づくり
- ・基本方針(3) 市民に親しまれる市場づくり
- ・基本方針(4) 環境にやさしく、災害に強い、持続可能な市場づくり

○ 目標指標

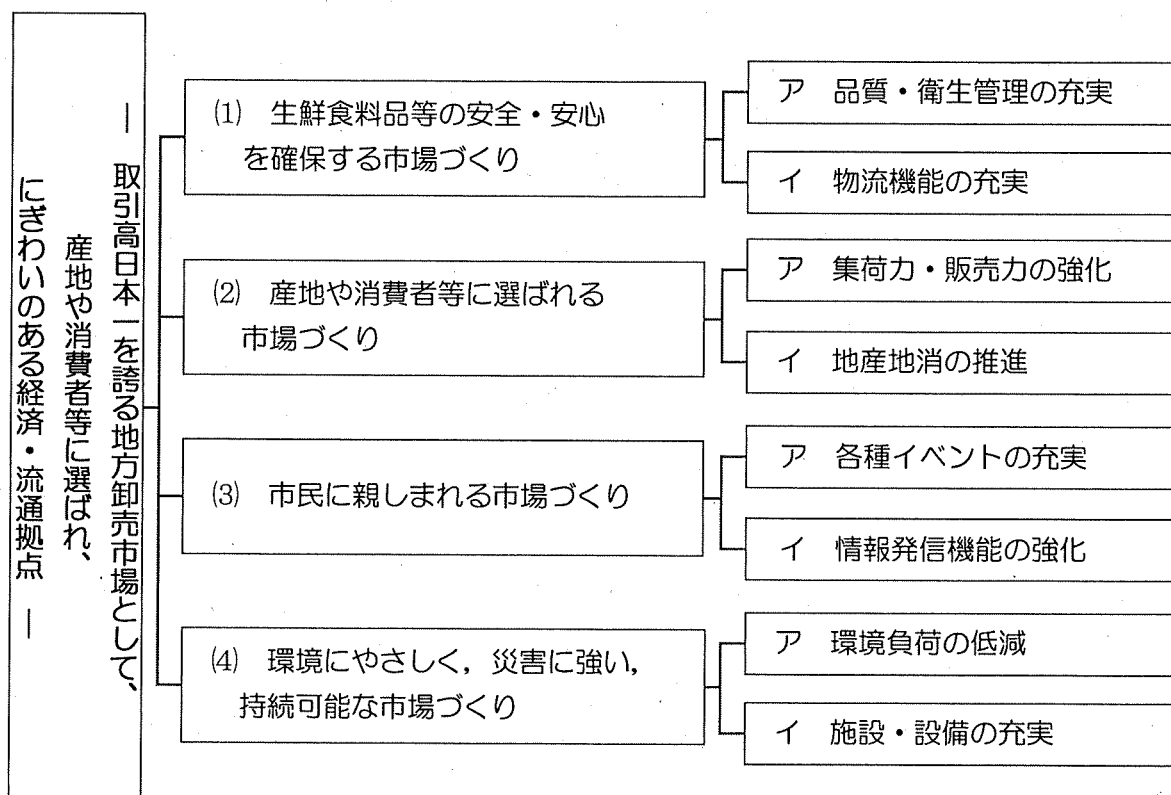
目標指標	現況 (2017 年度)	目標値 (2028 年度)
年間取扱金額	801 億円	840 億円

○ 施策の体系

[目指す姿]

[基本方針]

[施策の展開]



2 実施計画の期間等

(1) 実施計画の期間

この実施計画の期間は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標とする5か年とします。

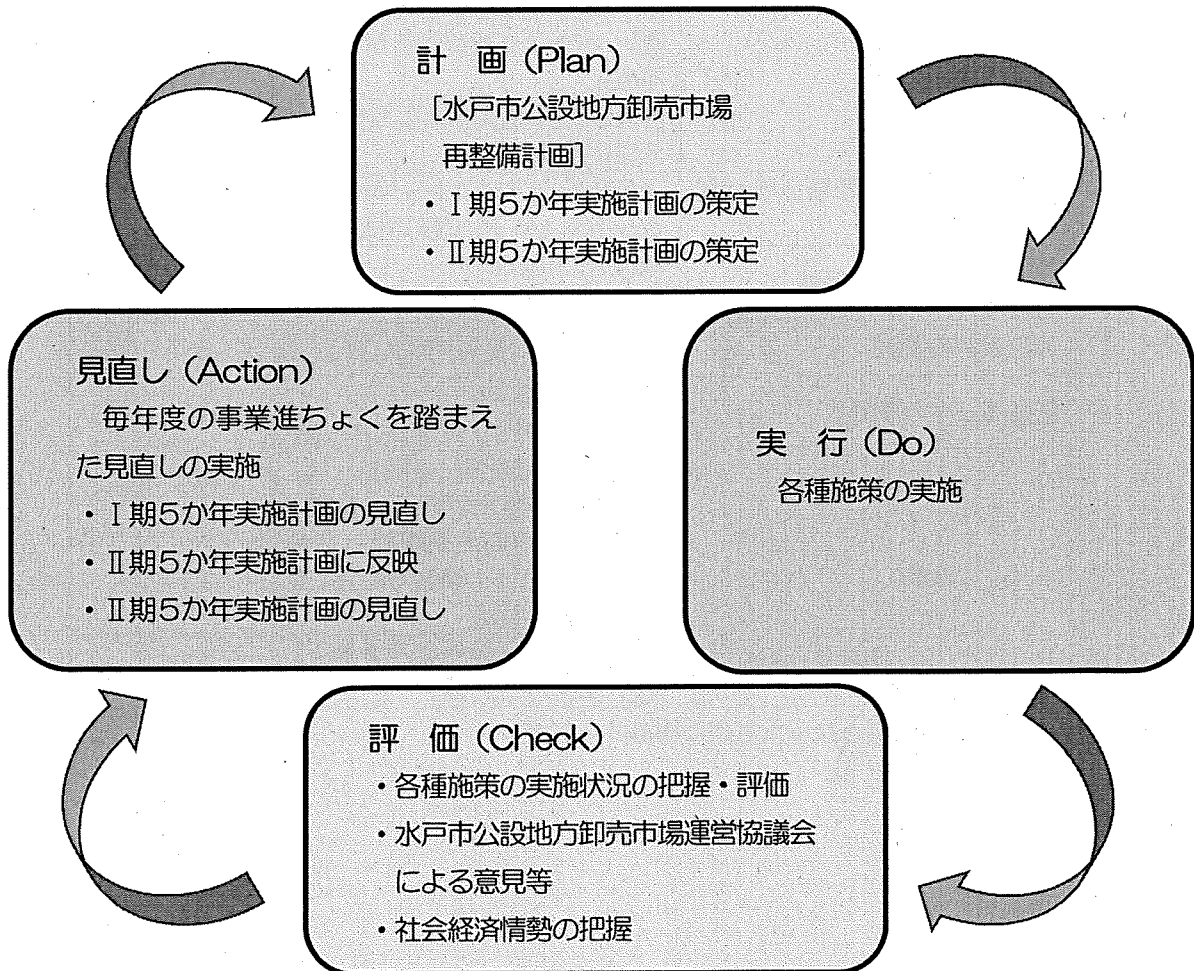
(2) 実施計画のシステム

実施計画は、再整備計画において整理したハード事業に係る整備スケジュールについて、より具体化するとともに、事業の実施手順を明らかにし、その実効性を確保するものです。また、市において来年度予算編成に当たっての指針とするものです。

このため、事業の効果や優先度、財源の確保の見通しなどを総合的に勘案するとともに、事業内容等を精査の上、施策ごとの事業の実施手順を年度別に示すものです。

また、各種施策の実施状況を把握・評価するほか、市場関係者の意見等を十分踏まえ、実施計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルを基本とした適切な進行管理を行うものとします。

【参考－2】 再整備計画の進行管理（PDCAサイクル）



【参考-3】 ハード事業の整備スケジュール（再整備計画ベース）

再整備計画の計画期間である10か年をⅠ期（2019年度から2023年度までの5か年）、Ⅱ期（2024年度から2028年度までの5か年）に区分の上、公設地方卸売市場事業会計の健全化に留意しながら、次のハード事業を計画的に推進するものとします。

なお、整備の特徴として、既存の施設・設備の維持・更新を図るものを①、時代の要請等に応え機能強化を図るものを②として分類し、位置付けることとします。

②については、今後、整備主体を含めた事業内容等について整理を進めることとします。

(1) 生鮮食品等の安全・安心を確保する市場づくり

ア 品質・衛生管理の充実

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			Ⅰ期	Ⅱ期	①	②
①	冷蔵庫の改築促進	水戸中央水産協同組合による冷蔵庫の改築促進	○			○
②	売場の温度管理	水産棟売場の保温化（Ⅱ期に変更）、花き第2買荷保管積込所の保温化	○	○		○
		青果部門卸売業者による売場の低温化整備を促進	○			○
③	水産低温買荷保管積込所附属設備の更新	老朽化したドックシェルターやシートシャッター等の更新	○		○	
④	品質管理の高度化促進	精肉店の HACCP に沿った品質管理の高度化を促進		○		○
⑤	売場天井の設置	仲卸棟売場の換気排熱対策	○		○	
⑥	防鳥ネットの設置	青果棟、青果部配送センター、水産棟買荷保管所、仲卸棟、中央棟	○		○	
⑦	トイレの改修	水産棟（1階北側・南側）、水産低温買荷保管積込所（北側・南側）、関連商品売場棟（2か所）、中央棟（1階身障者用、2階、3階、4階）	○		○	
		青果棟（1階・屋外）、花き棟（1階）、福利厚生会館		○	○	

※ 当初計画から変更となったものに網掛けをした。

イ 物流機能の充実

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			I期	II期	㉠	㉡
①	庇の延長整備	水産棟（西側）、青果棟（東側・西側）	○			○
②	荷捌所・加工施設等の整備	荷捌所の整備（青果棟東側、水産棟東側）	○			○
		青果部配送センター、青果買荷保管積込所の雨天対策	○		○	
		荷捌所、加工施設の整備（青果部門・拡張用地）		○		○
		加工施設の整備（花き部門仲卸業者）	○			○
		倉庫の整備〔青果部門（拡張用地）、仲卸業者〕		○		○
④	ループ道路の整備	水戸中央水産協同組合の冷蔵庫改築に伴う付替え整備、関連商品売場棟周辺の拡張整備	○		○	

(3) 市民に親しまれる市場づくり

ア 情報発信機能の強化

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			I期	II期	㉠	㉡
①	情報システムの導入	取引数量等情報システムの導入	○		○	

(4) 環境にやさしく、災害に強い、持続可能な市場づくり

ア 環境負荷の低減

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			I期	II期	㉠	㉡
①	フロンガス対策の推進	青果棟保冷库（5）、水産棟活魚水槽（4槽）、水産低温買荷保管積込所の冷媒の更新	○		○	
②	LED化の推進	青果棟、水産棟	○		○	
		仲卸棟、花き棟、関連商品売場棟、中央棟、街路灯等		○	○	
③	フォークリフトの電動化促進	充電設備の増設	○		○	
④	管理型ごみ集積所等の整備	既存のごみ集積所の改修、発泡スチロール溶融機の更新	○		○	

イ 施設・設備の充実

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			I期	II期	㊸	㊹
①	非常用電源の拡充等	非常用電源の拡充	○		○	
		非常用照明の更新	○		○	
②	電気設備等の更新	地中埋設管等, 青果部配送センター, 水産低温買荷保管積込所, 中央棟変電所	○		○	
		消防設備, 青果棟, 保冷库(1・2, 3・4), 水産棟, 花き棟, 仲卸棟, 関連商品売場棟, 中央棟		○	○	
③	防犯・安全対策の充実	出入口にゲート(設置に代わるものとして監視カメラの更新を前倒しして対応), 横断歩道の設置	○		○	
		監視カメラの更新・増設	○	○	○	
④	駐車場の改修	花き棟周辺, 関連商品売場棟前	○		○	
⑤	外壁等の改修	青果棟, 水産棟, 仲卸棟, 花き棟, 関連商品売場棟(案内板の設置を前倒しして対応), 中央棟, 外構(入口正面案内板の改修を前倒しして対応)	○	○	○	
⑥	空調設備の改修	水産棟, 中央棟		○	○	
⑦	シャッターの更新	仲卸棟, 花き棟, 関連商品売場棟	○		○	
⑧	買荷保管所床の改修	花き棟	○		○	
⑨	エレベーターの整備	中央棟		○	○	

※ 当初計画から変更となったものに網掛けをした。

ウ 拡張用地の確保

番号	事業名	事業概要	実施時期		整備の特徴	
			I期	II期	㊸	㊹
①	拡張用地の確保	隣接地の確保		○		○

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
⑤ 売場天井の設置 ㊤						
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 仲卸棟売場換気排熱対策 基本構想策定	設計 工事			
⑥ 防鳥ネットの設置 ㊤						
		■ ■ ■ ■ 青果棟買荷保管所 工事				
		■ ■ ■ ■ 仲卸棟・中央棟 工事				
					■ ■ ■ ■ 水産棟買荷保管所 工事	
					■ ■ ■ ■ 青果部配送センター 工事	雨天対策工事にあわせ実施
⑦ トイレの改修 ㊤						
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 水産棟（1階北側・南側） 設計	工事			
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 関連商品売場棟（2か所） 設計	工事			
					■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 水産低温買荷保管積込所（北側・南側） 設計	工事
					■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 中央棟（1階身障者用、2階、3階、4階） 設計	工事

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
⑧ 品質・衛生管理に対する意識の向上 ㊦						
		██████████ 衛生管理施設（喫煙所）の整備				
	工事（青果棟、水産棟、仲卸棟）	工事（青果棟屋外）	工事（花き棟、関連商品売場棟）			
イ 物流機能の充実						
① 庇の延長整備 ㊦						
		██████████ 青果棟（東側・西側）				防鳥ネット, LED, フォークリフト置場の設置を含む。
	基本計画 基本設計 実施設計	工事【西側：茨城県大同青果（株）】	工事【西側：水戸中央青果（株）】	工事（東側）		(2)ーアー②別掲
				██████████ 水産棟（西側）		(2)ーアー②別掲
				設計	工事	
② 荷捌所・加工施設等の整備						
		██████████ 荷捌所の整備（青果棟東側）				防鳥ネット, LEDの設置を含む。
	㊦	設計	工事			(2)ーアー③別掲
		██████████ 荷捌所の整備（水産棟東側）				防鳥ネット, LEDの設置を含む。
	㊦	設計	関係機関協議	工事		(2)ーアー③別掲
		██████████ 青果買荷保管積込所の雨天対策				LEDの設置を含む。
	㊦		設計	工事		(2)ーアー③別掲
		██████████ 青果部買配送センターの雨天対策				防鳥ネット, LEDの設置を含む。
	㊦			設計	工事	(2)ーアー③別掲
		██████████ 加工施設の整備（花き部門）				
	㊦	設計	工事			(2)ーアー③別掲

(2) 産地や消費者等に選ばれる市場づくり

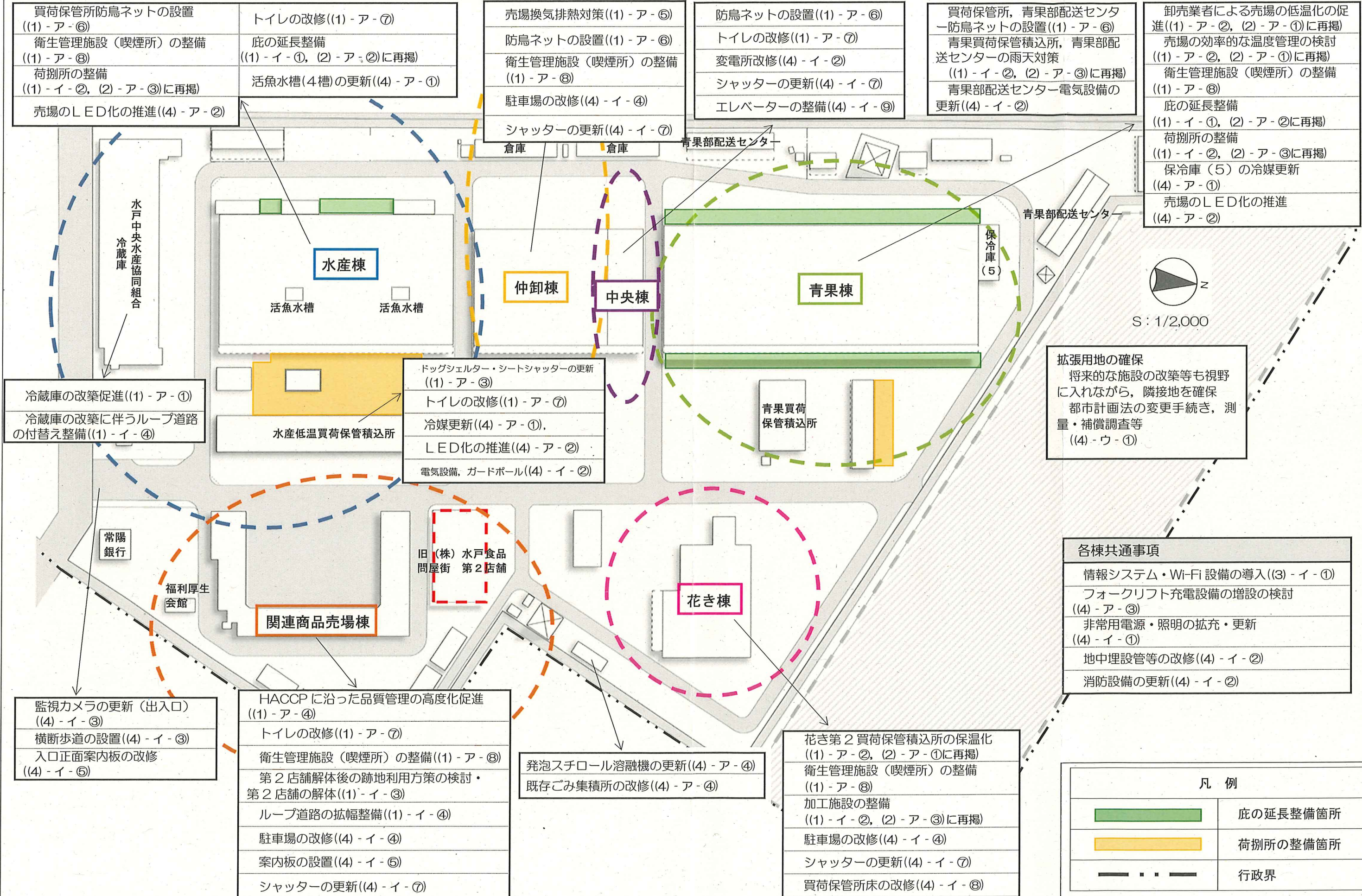
区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
ア 集荷力・販売力の強化						
① 売場の温度管理 ㊸						
		青果部門卸売業者による売場の低温化促進				(1)ーアー②別掲
		青果棟売場の効率的な温度管理の検討	換気排熱対策基本構想の策定			(1)ーアー②別掲
				花き第2買荷保管積込所の保温化		(1)ーアー②別掲
			設計	関係機関協議	工事	
② 庇の延長整備 ㊸						
		青果棟（東側・西側）				防鳥ネット, LED, フォークリフト置場の設置を含む。
	基本計画・基本設計 実施設計	工事【西側：茨城県大同青果（株）】	工事【西側：水戸中央青果（株）】	工事（東側）		(1)ーイー①別掲
				水産棟（西側）		(1)ーイー①別掲
				設計	工事	
③ 荷捌所・加工施設等の整備						
		荷捌所の整備（青果棟東側）				防鳥ネット, LEDの設置を含む。
	㊸	設計	工事			(1)ーイー②別掲
				荷捌所の整備（水産棟東側）		防鳥ネット, LEDの設置を含む。
	㊸	設計	関係機関協議	工事		(1)ーイー②別掲
				青果買荷保管積込所の雨天対策		LEDの設置を含む。
	㊸		設計	工事		(1)ーイー②別掲

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
④ 管理型ごみ集積所等の整備 ㊤						
		■■■■■ 発泡スチロール溶融機の更新 工事				
			■■■■■ 既存ごみ集積所の改修 工事			
イ 施設・設備の充実						
① 非常用電源の拡充等 ㊤						
		■■■■■■■■■■ 非常用電源・照明の拡充・更新 基本計画策定 実施設計 工事				非常用照明の更新はⅡ期から前倒し
② 電気設備等の更新 ㊤						
			■■■■■■■■■■ 地中埋設管等の改修 基本構想策定 工事 工事 工事			電線管, ガス管, 給水管, 側溝等
			■■■■■ 中央棟変電所改修 工事			
					■■■■■>> 消防設備の更新 設計	(2025年度)完成
					■■■■■ 青果部配送センター 工事	電気設備
					■■■■■ 水産部温買荷保管積込所 工事	電気設備, ガードポール

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	備 考
③ 防犯・安全対策の充実 ㊤						
	■■■■■ 監視カメラの更新(出入口) 工事					Ⅱ期から前倒し
			■■■■■ 横断歩道の設置 工事			
④ 駐車場の改修 ㊤						
	■■■■■ 仲卸棟周辺(東側) 工事		■■■■■ 仲卸棟周辺(西側) 工事			おもいやり駐車 区画の設置を含 む。
			■■■■■ 関連商品売場棟前 工事			おもいやり駐車 区画の設置, 防火 水槽の移設を含 む。
				■■■■■ 花き棟周辺 工事(南側) 工事(北側)		おもいやり駐車 区画の設置を含 む。
⑤ 外壁等の改修 ㊤						
	■■■■■ 関連商品売場棟 案内板の設置 工事					Ⅱ期から前倒し
		■■■■■ 入口正面案内板の改修 工事				Ⅱ期から前倒し

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	備 考
⑦ シャッターの更新 ㊦						
			関連商品売場棟 設計	工事		
				仲卸棟・中央棟売場 設計	工事	
					花き棟 設計	工事
⑧ 買荷保管所床の改修 ㊦						
		花き棟 工事				
⑨ エレベーターの整備 ㊦						
					中央棟 設計	(2024 年度) 完成
ウ 拡張用地の確保						
① 拡張用地の確保 ㊦						
		関係機関協議	都市計画法の 変更手続き	隣接地の確保 測量 補償調査	(用地取得)	(用地取得) 造成設計

4 I期5か年実施計画のイメージ図



- 買荷保管所防鳥ネットの設置 ((1)-ア-⑥)
- 衛生管理施設(喫煙所)の整備 ((1)-ア-⑧)
- 荷捌所の整備 ((1)-イ-②, (2)-ア-③)に再掲
- 売場のLED化の推進((4)-ア-②)

- トイレの改修((1)-ア-⑦)
- 庇の延長整備 ((1)-イ-①, (2)-ア-②)に再掲
- 活魚水槽(4槽)の更新((4)-ア-①)

- 売場換気排熱対策((1)-ア-⑤)
- 防鳥ネットの設置((1)-ア-⑥)
- 衛生管理施設(喫煙所)の整備 ((1)-ア-⑧)
- 駐車場の改修((4)-イ-④)
- シャッターの更新((4)-イ-⑦)

- 防鳥ネットの設置((1)-ア-⑥)
- トイレの改修((1)-ア-⑦)
- 変電所改修((4)-イ-②)
- シャッターの更新((4)-イ-⑦)
- エレベーターの整備((4)-イ-⑨)

- 買荷保管所, 青果部配送センター防鳥ネットの設置((1)-ア-⑥)
- 青果買荷保管積込所, 青果部配送センターの雨天対策 ((1)-イ-②, (2)-ア-③)に再掲
- 青果部配送センター電気設備の更新((4)-イ-②)

- 卸売業者による売場の低温化の促進((1)-ア-②, (2)-ア-①)に再掲
- 売場の効率的な温度管理の検討 ((1)-ア-②, (2)-ア-①)に再掲
- 衛生管理施設(喫煙所)の整備 ((1)-ア-⑧)
- 庇の延長整備 ((1)-イ-①, (2)-ア-②)に再掲
- 荷捌所の整備 ((1)-イ-②, (2)-ア-③)に再掲
- 保冷库(5)の冷媒更新 ((4)-ア-①)
- 売場のLED化の推進 ((4)-ア-②)

- 冷蔵庫の改築促進((1)-ア-①)
- 冷蔵庫の改築に伴うループ道路の付替え整備((1)-イ-④)

- 水産低温買荷保管積込所
- ドッグシェルター・シートシャッターの更新 ((1)-ア-③)
- トイレの改修((1)-ア-⑦)
- 冷媒更新((4)-ア-①)
- LED化の推進((4)-ア-②)
- 電気設備, ガードポール((4)-イ-②)

- 拡張用地の確保
- 将来的な施設の改築等も視野に入れながら, 隣接地を確保
- 都市計画法の変更手続き, 測量・補償調査等 ((4)-ウ-①)

- 各棟共通事項
- 情報システム・Wi-Fi設備の導入((3)-イ-①)
 - フォークリフト充電設備の増設の検討 ((4)-ア-③)
 - 非常用電源・照明の拡充・更新 ((4)-イ-①)
 - 地中埋設管等の改修((4)-イ-②)
 - 消防設備の更新((4)-イ-②)

- 監視カメラの更新(出入口) ((4)-イ-③)
- 横断歩道の設置((4)-イ-③)
- 入口正面案内板の改修 ((4)-イ-⑤)

- HACCPに沿った品質管理の高度化促進 ((1)-ア-④)
- トイレの改修((1)-ア-⑦)
- 衛生管理施設(喫煙所)の整備((1)-ア-⑧)
- 第2店舗解体後の跡地利用方策の検討・第2店舗の解体((1)-イ-③)
- ループ道路の拡幅整備((1)-イ-④)
- 駐車場の改修((4)-イ-④)
- 案内板の設置((4)-イ-⑤)
- シャッターの更新((4)-イ-⑦)

- 発泡スチロール溶融機の更新((4)-ア-④)
- 既存ごみ集積所の改修((4)-ア-④)

- 花き第2買荷保管積込所の保温化 ((1)-ア-②, (2)-ア-①)に再掲
- 衛生管理施設(喫煙所)の整備 ((1)-ア-⑧)
- 加工施設の整備 ((1)-イ-②, (2)-ア-③)に再掲
- 駐車場の改修((4)-イ-④)
- シャッターの更新((4)-イ-⑦)
- 買荷保管所床の改修((4)-イ-⑧)

凡例	
	庇の延長整備箇所
	荷捌所の整備箇所
	行政界

5 目標指標

実施計画に位置付けた各種施策を展開し、本市場としての機能強化を図ることによって、2023年度における目標値を次のとおり定めます。

区 分	2017年度実績 (基準年度)	2023年度目標値	【参考】 2028年度 (目標値)
年間取扱金額	801億円	820億円	840億円

6 概算事業費

5か年実施計画の概算事業費については、これまでの実績等を参考とし、市場関係者が事業主体となるものも含めて必要な事業費を積み上げ算出したところ、約37億円と想定しました。

また、実施計画の実効性を財政面から担保し、事業の円滑な実施を確保する財政計画について、次のとおり定めました。

なお、実施計画に位置付けた事業の中で、時代の要請等に応え機能強化を図る事業(Ⓑ)については、今後、整備主体や新たな施設使用料の設定について整理を進めます。

(概算事業費)

(単位：百万円)

区 分		概算事業費
再整備 事業費	工事費	3,490
	① 市が事業主体となるもの	1,684
	② 市場関係者が事業主体となるもの	1,806
	うち補助金(③)	450
実施設計等委託費(①のみ)		167
事業調整費		80
概算総事業費		3,737

(財政計画)

(単位：百万円)

区 分	概算額
使用料	845
国庫支出金	587
地方債等	949
その他(②-③)(市場関係者負担金)	1,356
合計	3,737

卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について

1 経緯

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）（以下「法」という。）の改正に伴い、中央、地方を問わず、卸売市場の開設は、許可制から認定制へ変更され、現行の開設の許可は、法の改正の施行期日（令和 2 年 6 月 21 日）に失効するため、水戸市公設地方卸売市場（以下「本市場」という。）が同日以降においても地方卸売市場と称し、運営する場合には、新たに茨城県知事の認定を受けることが必要です。

また、法の改正により、開設の許可など、都道府県の条例への委任規定が削除されたため、茨城県卸売市場条例（昭和 46 年茨城県条例第 51 号）（以下「県条例」という。）は、法の改正の施行期日にあわせて廃止されますが、一部の業務については、市の対応が必要となります。

これらの状況に対応するため、本年 5 月、市場関係者で構成する水戸市公設地方卸売市場関係者協議会を設置し、卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について協議しているところです。

2 趣旨

本市場が公正な取引環境や生鮮食料品等の安全・安心を確保する地方卸売市場として、認定制へ円滑に移行するため、法の改正により義務付けられた市場関係者の遵守事項を定めるとともに、本市場の活性化に資する取引環境を確保する観点から、本市場として独自の遵守事項を整理するものです。

3 整理に当たっての視点

(1) 取引規制の緩和

卸売業者や仲卸業者の集荷力・販売力を強化し、産地や消費者等の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、取引規制の緩和を基本とした整理を進めます。

(2) 公正な取引環境の確保

法の改正に伴う共通の遵守事項を規定するとともに、卸売業者への指導監督をはじめ、県条例の廃止に伴って必要となる規定の整理を進め、公正な取引環境を確保します。

(3) 生鮮食料品等の安全・安心の確保

食品衛生法の改正内容を踏まえ、品質衛生管理に係る規定を整理し、消費者等の信頼確保と生鮮食料品等の安全・安心の確保に努めます。

(4) 業務の効率化

現行の申請や承認手続き、届出等の事務手続きを可能な限り簡素化し、取引参加者の業務の効率化を図ります。

4 主な内容 (Ⓐは法の改正に伴う共通の遵守事項, Ⓑは本市場として独自の遵守事項を示します。)

項目	主な内容
(1) 取扱品目	青果部・水産物部の取扱品目の規制を緩和する。
(2) 卸売業務の許可等	県条例の廃止に伴い, 卸売業務の許可等の規定を新設する。
(3) 買受人の承認等	一定期間経過後において, 承認時の欠格要件に非該当であることを証する書類の提出を求める規定を新設する。 卸売業者, 仲卸業者又は卸売業者の役員, 使用人との兼務禁止規定を削除する。 他市場等から買い入れた物品を市場内で分荷する場合, 仲卸業者に準じた運用を行う規定を新設する (Ⓑ)。
(4) 売買取引の方法 (Ⓐ)	物品ごとの卸売方法の規制を削除し, 全物品について, せり売, 入札, 相対取引とする (せり売又は入札により卸売を行う場合, その相手方を仲卸業者と買受人に制限する。) ※ 卸売市場の業務の方法として, 売買取引の方法と市長による公表規定を新設する。
(5) 売買取引の条件の公表 (Ⓐ)	卸売業者による公表規定を新設する (参考資料 1 頁)。
(6) 決済の方法 (Ⓐ)	卸売業者の作成した事業報告書について, 出荷者から閲覧の申出があった場合の規定を新設する (参考資料 2 頁)。 ※ 卸売市場の業務の方法として, 支払期日, 支払方法その他の決済の方法と市長による公表規定を新設する。
(7) 売買取引の結果等の公表 (Ⓐ)	卸売業者による公表規定を新設する (参考資料 2 頁)。 ※ 卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告義務を新設 (仲卸業者, 買受人への卸売金額等, 月ごとの委託手数料の受領額, 奨励金等の交付額)
(8) 第三者販売の原則禁止	卸売業者において, 市場における取引の秩序を乱すことのないよう十分配慮することを前提とし, 規制を緩和する。
(9) 商物分離の原則禁止	商物分離取引を認めることとし, 卸売業務として売上高報告を義務付け, 規制を削除する。
(10) 自己買受けの禁止	規制を削除する。
(11) 受託拒否の禁止	規制を削除する。
(12) 直荷引きの原則禁止	買い付けによるものは, 仲卸業務として売上高報告を義務付け, 規制を削除する (現行どおり委託引受は禁止 (Ⓑ))。

5 課題

○卸売市場事業会計の健全性を維持する市場使用料のあり方の検討

年次的な再整備を推進するに当たり, その財源として安定的な歳入を確保するため, 市場使用料 (売上高割使用料の率の減, 面積割使用料の単価増) の改定について検討を進めています。

あわせて, 仲卸業者市場使用料【直荷引き物品の販売金額 (税込) の 3.5/1,000 に相当する金額】の率, 市場施設の減価償却を考慮した市場施設の使用料の見直しについて検討を進めています。

卸売市場法の改正に伴う共通の遵守事項等について

1 共通の遵守事項（地方卸売市場の場合）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
① 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。	—	
② 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。	—	
③ 売買取引の方法	卸売業者は、売買取引の方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。	—	
④ 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。	公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。 ① 営業日・営業時間 ② 取扱品目 ③ 生鮮食料品等の引渡しの方法 ④ 委託手数料等の種類・内容・金額 ⑤ 販売代金の支払期日・支払方法（業務規程に定められた決済の方法に即したものに限る。） ⑥ 奨励金等がある場合、その種類・内容・金額（その交付基準を含む。）	新規
⑤ 決済の確保	取引参加者は、決済の方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、	—	① 事業報告書は、当該事業年度経過後 90 日以内に、開設者に提出しなければならない。

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
⑤ 決済の確保	<p>当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</p>	<p>② 財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。</p> <p>③ 閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な公表方法によりさせなければならぬ。</p> <p>④ 卸売業者が閲覧の申出を拒否できる正当な理由として、次の場合とする。</p> <p>ア 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められ者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>イ 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>ウ 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合</p>	新規
⑥ 売買取引の結果等の公表	<p>卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</p>	<p>公表は、次に掲げる事項について、開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。</p> <p>① 日ごとの主要な品目の卸売予定数量</p> <p>② 日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格</p> <p>③ 月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金等がある場合その月ごとの交付額</p>	新規

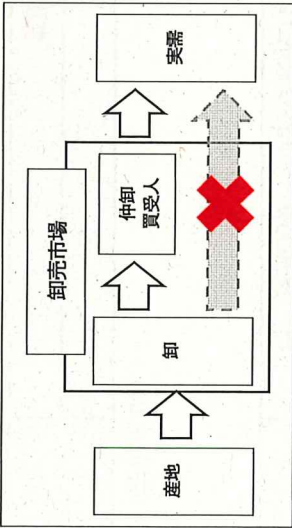
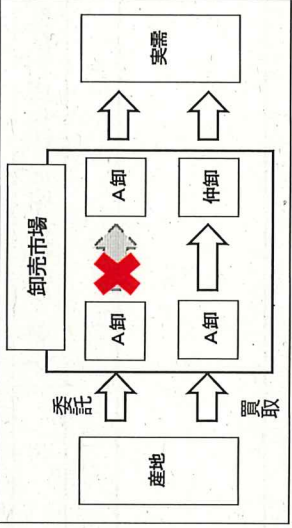
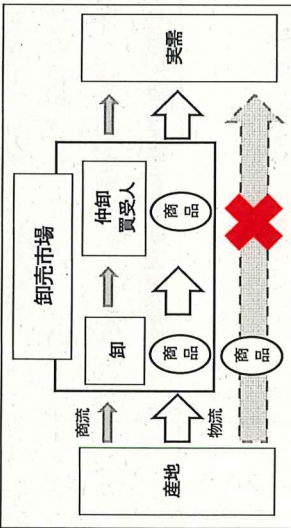
【参考1】開設者による公表事項（地方卸売市場の場合）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
① 売買取引の結果等の公表	開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。	公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。 ① 日ごとの主要な品目の卸売予定数量 ② 日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格	
② 売買取引の方法・決済の方法の公表	業務規程に卸売市場の業務の方法として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。 イ 卸売業者の生鮮食品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法 ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法	公表はインターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。	新規

2 その他の遵守事項（主なもの）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
○その他の遵守事項	次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 当該遵守事項が共通の遵守事項の内容に反するものでないこと。 ロ 取引参加者の意見を聴いて定められていること。 ハ 当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。 ※ 第三者販売、商物分離、直荷引きの原則禁止、自己買受けや受託拒否の禁止など	—	新規

【参考2】その他の遵守事項として検討すべき取引規制の例示

<p>① 第三者販売の原則禁止（例外規定あり：市条例第40条）</p> <p>卸売業者が市場の仲卸業者や買受人以外の者に対して卸売をすることを原則禁止する。</p> 	<p>③ 自己買受けの禁止（市条例第43条）</p> <p>卸売業者がその許可に係る物品を卸売の相手方として買受けることを禁止する。</p> 
<p>② 商物分離の原則禁止（例外規定あり：市条例第42条）</p> <p>卸売業者が市場内の物品以外の物品を卸売することを原則禁止する。</p> 	<p>④ 直荷引きの原則禁止（例外規定あり：市条例第21条）</p> <p>仲卸業者が市場の卸売業者以外の者から買入れて販売することを原則禁止する。</p> 